

令和5年2月17日(金曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

電子起案の範囲拡大について

本市では、野々市市DX推進計画（令和4年5月策定）に基づき、デジタル技術の活用により市民の利便性向上及び業務効率化を図っているところです。

このたび、令和5年2月20日に文書管理システムを更新し、これまで課長級以下の決裁に限定していた*電子起案について、その条件をなくし、電子起案の範囲を大幅に拡大することとしましたので、お知らせします。

これにより、これまで紙ベースの起案で押印により決裁をしていた市長決裁が電子化され、効率的な事務事業の執行及びペーパーレス化の更なる推進が見込まれるとともに、コロナ禍により急速に普及、導入されたテレワークなどの多様な働き方に対応できることとなります。

*電子起案とは、紙ベースの起案で押印により決裁をする起案ではなく、システム上の電子文書を用いて決裁を行う方法のこと。なお、一部の電子起案により難しい起案については、従来のおり紙ベースの起案となります。

お問い合わせ先

野々市市総務部総務課:寺岡 TEL:227-6026

